

山口県建設工事請負契約約款
第25条第5項（単品スライド条項）
運用マニュアル

＜品目毎の取扱い方法＞

第3章 鋼材類・第4章 その他の主要な工事材料

令和7年4月

山口県 土木建築部 技術管理課

目 次

第3章 鋼材類	- 1 -
3-1 対象材料	- 1 -
3-1-1 対象材料の考え方	- 1 -
3-1-2 その他市場単価・土木工事標準単価の扱い等	- 2 -
3-2 対象数量	- 3 -
3-3 受注者への確認事項	- 4 -
3-4 単価（実勢価格の算定）	- 8 -
3-4-1 変動前の価格の決定方法	- 8 -
3-4-2 変動後の実勢価格の決定方法	- 8 -
3-4-3 変動後の実勢価格の算出方法	- 9 -
3-5 購入価格の評価方法	- 10 -
3-6 変動額の算定	- 10 -
3-7 計算例	- 10 -
第4章 品目毎の取扱い方法【その他の主要な工事材料】	- 11 -
4-1 対象材料	- 11 -
4-1-1 対象材料の考え方	- 11 -
4-1-2 その他市場単価・土木工事標準単価の扱い等	- 11 -
4-2 対象数量	- 12 -
4-3 受注者への確認事項	- 14 -
4-4 単価（実勢価格の算定）	- 15 -
4-4-1 変動前の価格の決定方法	- 15 -
4-4-2 変動後の実勢価格の決定方法	- 16 -
4-5 購入価格の評価方法	- 16 -
4-6 変動額の算定	- 16 -
市場単価・土木工事標準単価の扱い〈市場単価〉	- 17 -
＜参考：手続きの事例＞ 鋼材類、その他の主要な工事材料（コンクリート）	- 24 -

第3章 鋼材類

3-1 対象材料

3-1-1 対象材料の考え方

- ・H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等、鋼材を主材料として構成されている材料を対象とする。
- ・ただし、コンクリート二次製品等に含まれる鋼材類は対象としない。

- ・鋼材を主材料として構成されている材料を対象としたものであり、具体的には、いわゆる鋼材類（H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭等）の他、鉄鋼二次製品（ロックボルト等）、鋼材から加工された道路用資材や橋梁用資材の一部（ガードレールやP Cより線等）、スクラップ等を対象とする。
- ・しかしながら、鋼材類を一部に含むコンクリート二次製品等については、その中に含まれる鋼材類に係る部分のみを分離して価格を算出することが困難であることから、対象材料とはしない。（しかしながら、設計図面に配筋図等が明記されているなど、その必要数量が明らかになっており、かつ、単価・購入価格、購入先及び搬入時期が証明されること等により変動額の妥当性が客観的に評価できれば、対象材料となる可能性が排除されるものではない。）
- ・なお、非鉄金属（アルミニウム、鉛、金、銀、銅、ニッケル等）は価格変動の要因が鋼材のそれとは異なることもあり、単品スライドの対象とする場合は鋼材類には含まず、「その他の主要な工事材料」として整理するものとする。

対象材料一覧（例）

材料	資材名称（例）	規格（例）	単位
鋼板	鋼板（販売）	厚板 無規格 $12 \leq t \leq 25$	t
鋼管杭	鋼管杭	S K K 4 0 0	t
鋼製矢板	鋼矢板	S Y 2 9 5	t
棒鋼	鉄筋コンクリート用棒鋼	S D 3 4 5 D 1 6 ~ 2 5	t
形鋼	H形鋼	広 幅 S S 4 0 0 1 5 0 × 1 5 0	t
P C 鋼線	P C 鋼より線	S W P R 7 A 7 本より線 A 種	kg
防護柵	転落防止柵	H = 1 1 0 0 根入長 = 2 0 0 （C O 建込）	m
ライナープレート	ライナープレート（円形）	メッキ仕上げ 3, 0 0 0 mm t = 4. 0 mm	m
鉄鋼二次製品	摩擦接合用高力ボルト（六角）	F 1 0 T M 2 2 × 1 0 0	組

3-1-2 その他市場単価・土木工事標準単価の扱い等

①市場単価・土木工事標準単価

- ・鋼材類を使用し、市場単価・土木工事標準単価(以下、「市場単価等」という。)を用いて積算している工種において、鋼材に係る材料費が分離できる場合には対象とすることができる。
- ・ただし材料費が分離できない市場単価等でも、設計図書に数量が記載されている場合は対象とすることができる。

- ・工種毎の単価が示されている市場単価等において、鋼材類の材料費が分離できる構成となっている場合は、その材料費の変動に伴う工事価格の変動を把握することが可能であることから、対象とすることができる。
- ・具体的には、別表1の市場単価等のうち、黄色網掛けのもの(①)は市場単価等の構成上、材料費が分離されているため対象とすることができる。
- ・なお、市場単価等が材料費を分離できない構成となっているもの(②)は、材料費のみを別途算出することは不可能であるが、設計図書に鋼材類が明示されている場合は、その数量については対象とすることができる。この場合、市場単価等に代えてその材料の実勢価格または実際の購入価格を変動前、変動後の価格として変動額を算出するものとする。また、購入価格、購入先及び購入時期が証明されることが必要であるのは、市場単価等以外の場合と同様である。

②賃料・損料(リース料金)等の取り扱い

- ・鋼材類の賃料・損料についても対象とすることができる。

- ・リース契約の鋼材類についても、購入する場合と同様に対象とすることとする。なお、一度リース契約を結んだものは契約途中でその価格が変更されることはなため、当該材料のリースを始めた月の価格とする。また、複数の月でリースを開始している場合は、他の材料と同様にその数量に応じて加重平均することにより算出した単価に設計数量を乗じることなど、当初及び変更後の価格の設定については注意が必要である。

3-2 対象数量

- ・鋼材類については、原則、発注者の設計図書の数量を対象とするが、発注者の設計数量の範囲内で、加工によるロス等の数量についても加味することができる。なお、このロス分を対象数量とする場合は、ロス分についてスクラップ等で売却する金額についても適切に処理する。
- ・任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種は、発注者の設計数量を対象数量とすることを基本とする。

① 基本事項

- ・鋼材類については、原則、数量総括表や図面等、設計図書に明示されている数量を対象数量とする。この数量について受注者が購入価格、購入先及び購入時期について証明できない場合は、当該材料はスライドの対象としない。
- ・また、実際の工場現場では鋼材を加工するためにロスが生じることから、実際に購入した数量のうち、発注者の設計数量（設計図書で明示されている数量×（1＋ロス率））までは、対象数量とすることができる。ロス率については、山口県設計標準歩掛表によることとする。
- ・なお、発注者の設計数量は、新土木積算システムを使用している場合は、使用材料一覧表として材料毎に集計した結果が出力されている。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量<設計図書の数量 証明数量→ 当該材料は対象材料とならない 設計図書の数量≤証明数量≤設計数量→ 対象材料。対象数量は証明数量 設計数量<証明数量 → 対象材料。対象数量は設計数量

注) 設計図書の数量:設計図書(数量総括表や図面等)に記載されている数量

設計数量:設計図書の数量にロスを加えた数量(積算上の数量) 証

明数量:受注者から証明された数量

- ・このようなロス分（異形棒鋼は除く）については、積算上スクラップとして売却することとなっており、ロス分を計上する場合は、スクラップも対象材料として売却金額の上昇分を計算に含めることにより、変動額を適切に設定することが必要である。このため、ロス分を対象数量とするよう請求があった場合は、発注者は受注者に対してスクラップについても対象材料とするよう申し入れるものとする。協議が成立しない場合は、対象数量の設定方法の見直し（例えば、ロス率が見込まれる対象数量を設計数量ではなく設計図書の数量とする等）や、スクラップを対象材料として単価の適切な設定（スクラップの単価は、実勢価格の工期の平均値と、受注者が当該工事に該当するとして一部提出したスクラップの売却単価の最大値との高い方の値）などの措置を講じることが必要である。

② 任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種の取り扱い

- ・任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種については、受注者が必ずしも発注者が想定した工法で実施せず、使用する鋼材類の種類や数量が発注者の想定と異なっていることが通常あり得る。このような工種について受注者からの請求があった場合は、発注者の設計数量を対象数量とすることを基本とする。

③ 減額変更する場合の取り扱い

- ・減額変更する場合において、発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定する場合は、発注者の設計数量を対象数量とする。
- ・発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときの数量の取り扱いは上記①、②に準じるものとするが、証明数量が設計図書の数量を下回る場合（証明数量＜設計図書の数量）は、発注者の設計数量を対象数量とする。

④ その他

- ・部分払いを行っている場合は、当該部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いたものを設計数量とする。
- ・設計数量に含まれる鋼材スクラップの売却益（マイナス控除額）については、対象品目に合わせて単品スライドの対象として取り扱うものとする。なお、鋼材スクラップの売却益については検収が困難であることから、実勢価格での算定を基本とし、実際の売却額とはしない。

3－3 受注者への確認事項

- ・鋼材類は、材料の取引形態に照らし対象数量全量の搬入等の時期、購入先、単価・購入価格を確認することが可能であるため、それが証明できる納品書、請求書、領収書のいずれかの提出を受注者に求めること。
- ・増額変更において、必要な書類が提出されないなど具体的な証明がなされない場合は、その材料は単品スライド条項の対象材料としない。
- ・減額変更において、異議申し立てがない場合や、異議申し立てがあり必要な書類が提出されないなど具体的な証明がなされない場合は、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。
- ・ただし、鋼材類を実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合においては、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとする。

① 基本事項

- ・ 単品スライド条項に基づくスライド額の算定に当たっては、実際の購入時期や購入価格が受注者に証明されることが前提となる。
- ・ このため、材料の取引形態に照らし数量、価格等の入手実態が明確な鋼材類については、対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入価格を証明する書類として、納品書、請求書、領収書のいずれかを提出してもらい、購入実態を的確に把握することが必要である。（ミルシートは鋼材類の品質を証明する書類であり、当該工事で購入した材料の数量等を証明できない場合があるが、当該工事の数量、納品時期が証明できる場合は、納品書に替えることができる。）
- ・ 下請企業等が購入している場合は、その企業の書類（納品書、請求書、領収書）で問題ないが、施工体制台帳等で当該企業がその工事に従事していることを別途確認すること。
- ・ 必要な証明書類が提出されない場合や提出された書類の信憑性がない場合など、現場への搬入時期等を確認できない材料は単品スライド条項の対象材料としない。これは、品目毎に実勢価格を用いて算出した変動後の価格と実際の購入価格のどちらか安い方の金額を採用することとしているが（1－5－1 参照）、鋼材については購入価格と数量を証明することが可能であるため、実際の購入価格が安い場合でも書類の提出を義務づけることによって、スライド額が実際よりも高いものとなることを回避する意味がある。ここでいう材料とは規格毎の材料という意味であり、搬入時期等を確認できない材料があったとしても規格が異なる他の材料まで単品スライド条項の対象材料としないという趣旨ではない。
- ・ ただし、例えばメーカー等から鋼材類を購入する際に購入先との基本契約で購入価格を漏洩しない旨を契約条項として設定している場合など、実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合においては、購入先や単価等の証明書類を省略し、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、実際に購入した際の単価は、搬入等した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入等した場合にあっては、搬入した月毎の実勢価格を搬入した月毎の搬入数量で加重平均した価格）を用いてスライド額を算定することができる。

② 任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種の取り扱い

- ・ 任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種に対する請求があり、かつ、受注者の実際の施工が発注者の想定と異なる場合は、受注者の施工に必要なとなった材料の搬入時期を証明する書類をもって証明できることとする。

③ 鋼材類の「搬入」の取り扱い

- ・鋼材類の「搬入」とは、工事現場に直接搬入される場合のみならず、鋼橋製作などのように工場に直接搬入される場合もあるが、その場合の搬入時期は工場に搬入される時期とする。

④ 減額変更する場合の取り扱い

- ・減額変更する場合においては、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定することとするため、受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出は求めないものとする。
- ・ただし、発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときは、発注者は受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。

発注所 契約NO. 様		出荷伝票		株式会社	
御得意先コード 御得意先名 株式会社		税場名 道路建設		2021.07.07 11:47	
日付 工場 出庫 運送業者 株式会社		車種 15T平		庫番 宛 伝票NO.	

品 名	製 品				スクラップ		合 計	
	長	さ	数	量	長	さ	数	量
H-300X300X10/15	1.00		2				2	2.00
カウ プレート PL-12X100X400	3.77		12				12	45.24
L-130X130X12	10.00		3	5.50		3	33	133.50
	3.00		24					

品 名	製品数量	スクラップ数	合 計		品 名	製品数量	スクラップ数	合 計	
			数	量				数	量
F10T-M22X60	120		120	0.094	F10T-M22X105	40		40	0.028
F10T-M22X65	440		440	0.238	ネコアングル B-20 L=100x160x10	32		32	0.098
F10T-M22X70	275		275	0.154	ネコアングル B-30 L=100x160x10	16		16	0.072
F10T-M22X75	350		350	0.200					
F10T-M22X80	350		350	0.207					
F10T-M22X85	135		135	0.081					
F10T-M22X90	90		90	0.056					

製品総数量 1 4,551		スクラップ総数量 1 0,000	
------------------	--	---------------------	--

エキストラ 数 量 エキストラ 数 量 エキストラ 数 量				備考 積合せあり 2021/7/8 7:00	

--	--	--	--

--	--	--	--

- 7 -

3-4 単価（実勢価格の算定）

3-4-1 変動前の価格の決定方法

・変動前の価格を算出するための単価は、設計時点における単価とする。

- ・設計時点における単価は、予定価格を算出する際に用いた単価とする。設計変更を実施した場合も同様に変更金額を算出するために用いた単価とする。
- ・一般的に受注者は、自らが当初想定した金額を根拠に単品スライド条項を請求するものと考えられるが、受注者の想定した金額の妥当性を客観的に証明することは実態上困難であることから、変動前の価格は発注者の想定した金額とするものである。

3-4-2 変動後の実勢価格の決定方法

- ・価格変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、対象材料が現場に搬入された月の物価資料の価格とする。
- ・物価資料に掲載されていない材料は、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

① 物価資料等により実勢価格を設定する場合

- ・鋼材類の販売形態は、「ひも付き」といわゆる「店売り」に区分され、それぞれ毎に物価資料等に掲載されている。
- ・ひも付きの鋼材類の場合、一般的に鉄鋼メーカーから現場や工場に納入される2ヶ月前におおむね購入契約が行われていることから、その結果は現場に搬入された月と同月の物価資料等を実勢価格として掲載されている。
- ・一方、店売りの場合は、納入の概ね1ヶ月以上前に購入契約は完了しており、その結果は現場に搬入された月と同月の物価資料等を実勢価格として掲載されている。

時期	6月	7月	8月
資材調達 (ひも付)	● 契約(価格決)		← 現場搬入 →
資材調達 (店売り)	● 契約(価格決)		← 現場搬入 →
価格調査	 調査期間		8月号

② 特別調査や見積り等による場合

- ・当初積算が特別調査や見積りによる材料など、既存の物価資料に価格が掲載されていない場合は、過去の価格に遡って特別調査や見積りを実施することが困難であることから、当初積算時の類似資材の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、発注者による見積りの徴収、近隣工事における資材の調達状況の確認、また、特別調査により単価設定している場合は特別調査を行った調査機関への問い合わせを行う等により、別途考慮する。

鋼材類の価格決定

価格採用順	設計時点での価格決定方法	スライド単価の決定方法
1	県標準単価による場合	当該月の県標準単価により単価を設定する。
2	物価資料に掲載がある場合	当該月の物価資料により単価を設定する。
3	特別調査による場合	当初積算時の類似資材の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、発注者による見積りの徴収、近隣工事における資材の調達状況の確認、また、特別調査により単価設定している場合は特別調査を行った調査機関への問い合わせを行う等により、別途考慮する。
4	見積りによる場合	

③ 減額変更する場合の取り扱いについて

- ・減額変更する場合において、発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定する場合は、施工計画書に定められている計画工程表等の情報に基づき当該対象材料の搬入等の月及び月毎の搬入数量を設定する。

3-4-3 変動後の実勢価格の算出方法

- ・月毎の搬入数量に応じて加重平均して算出した価格に、対象数量を乗じて算出する。

- ・価格変動後の価格を算定する場合には、各月毎の数量が必要となるが、購入時期までを拘束していない設計書の性格上、発注者は対象数量の月毎の内訳を想定することが困難である。このため、受注者が実際に材料を購入した状況に応じ、複数の月に現場に対象材料が搬入された場合については、加重平均により平均的な単価を決定し、対象数量を乗じて、変動後の価格を算出することとする。
- ・このような手法を採用するのは、対象数量と購入数量が同じであればどちらの数量を用いても結果に変わりはないが、対象数量と購入数量が異なる場合でも的確に変動後の価格を算出できるようにするためである。

3-5 購入価格の評価方法

- ・対象材料における購入数量が対象数量と同数の場合は、実際の購入金額とする。
- ・購入数量が対象数量より多い場合は、「実際の購入金額×対象数量÷購入数量」で算出する。

- ・鋼材類においては、対象材料となる場合は、対象数量より多い数量の搬入時期等が証明された場合である。対象数量と購入数量が同数の場合の購入金額は受注者が実際に購入した金額とする。しかし、購入数量が対象数量より多い場合は、実際の購入金額のうち、スライド額の算定の対象にできる対象数量にかかる部分のみを購入したと考えた場合の金額である。

3-6 変動額の算定

- ・第1章1-5スライド額算定のの算定式に基づき、変動額を算出する。

3-7 計算例

(落札率 95%の工事の場合)

設計単価 (円)	70,000
設計図書の数量 (t)	100

	令和●年4月	令和●年5月	令和●年6月
各月の実勢価格 (円)	74,000	78,000	83,000
購入時の価格 (円)	71,000	75,000	78,000
搬入時の数量 (t)	20	30	50

○価格変動前の金額: $M_{鋼}^{当初}$

= 設計時点の実勢価格×対象数量×落札率×(1+消費税率)

$$70,000 \times 100 \times 0.95 \times 1.1 = 7,315,000$$

○価格変動後の金額: $M_{鋼}^{変更}$

= 搬入月の実勢価格(加重平均)×対象数量×落札率×(1+消費税率)

$$(74,000 \times 20 + 78,000 \times 30 + 83,000 \times 50) \div (20 + 30 + 50)$$

$$\times 100 \times 0.95 \times 1.1 = 8,328,650$$

○実購入額: $M_{鋼}^{変更}$ $(71,000 \times 20 + 75,000 \times 30 + 78,000 \times 50) \times 1.1 = 8,327,000$

※この場合は、価格変動後の金額 $M_{鋼}^{変更}$ は、実購入額を採用

○変動額: $M_{鋼}^{変更} - M_{鋼}^{当初} = 8,327,000 - 7,315,000 = 1,012,000$

第4章 品目毎の取扱い方法【その他の主要な工事材料】

4-1 対象材料

4-1-1 対象材料の考え方

・アスファルト類、コンクリート類等の鋼材類、燃料油以外の主要な工事材料を対象とする。

① 基本事項

- ・鋼材類、燃料油以外の主要な工事材料も対象としたものである。なお、アスファルト類、コンクリート類以外の主要な工事材料については、受発注者間の協議により決定するものとする。
- ・スライド額の算定の対象とする品目の整理にあたっては、「アスファルト類」、「コンクリート類」で区分し、それ以外の主要な工事材料については、受発注者間の協議により決定するものとする。

② アスファルト類

- ・アスファルト類の対象工事材料としては、アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等が想定されるが、対象材料については工事毎に受発注者間の協議により決定するものとする。

③ コンクリート類

- ・コンクリート類の対象工事材料としては、レディーミクストコンクリート（生コン）、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート用骨材、コンクリート二次製品等が想定されるが、対象材料については工事毎に受発注者間の協議により決定するものとする。

4-1-2 その他市場単価・土木工事標準単価の扱い等

① 市場単価・土木工事標準単価

・アスファルト類、コンクリート類等の「鋼材類以外の主要な工事材料」を使用し、市場単価・土木工事標準単価（以下、「市場単価等」という。）を用いて積算している工種において、材料費が分離できる場合には対象とすることができる。

・ただし材料費が分離できない市場単価でも、設計図書に数量が記載されている場合は対象とすることができる。

- ・工種毎の単価が示されている市場単価等において、材料費が分離できる構成となっている場合は、その材料費の変動に伴う工事価格の変動を把握することが可能であることから、対象とすることができる。
- ・運用については鋼材類と同様の取り扱いとする。

4-2 対象数量

- ・鋼材類以外の主要な工事材料についても、原則、発注者の設計図書の数量を対象とするが、発注者の設計数量の範囲内で、施工によるロス等の数量についても加味することができる。なお、このロス分を対象数量とする場合は、ロス分についてスクラップ等で売却する金額についても適切に処理する。
- ・任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種は、発注者の設計数量を対象数量とすることを基本とする。

① 基本事項

- ・鋼材類以外の主要な工事材料についても、原則、数量総括表や図面等、設計図書に明示されている数量を対象数量とする。この数量について受注者が購入価格、購入先及び購入時期について証明できない場合は、当該材料はスライドの対象としない。
- ・また、実際の工事現場では施工にあたってロスが生じることから、実際に購入した数量のうち、発注者の設計数量（設計図書で明示されている数量×（1＋ロス率））までは、対象数量とすることができる。ロス率については、山口県設計標準歩掛表によることとする。
- ・なお、発注者の設計数量は、積算システムを使用している場合は、使用材料一覧表として材料毎に集計した結果が出力されている。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量＜設計図書の数量	→ 当該材料は対象材料とならない
設計図書の数量≤証明数量≤設計数量	→ 対象材料。対象数量は証明数量
設計数量＜証明数量	→ 対象材料。対象数量は設計数量

注) 設計図書の数量:設計図書(数量総括表や図面等)に記載されている数量

設計数量:設計図書の数量にロスを加えた数量(積算上の数量)

証明数量:請負者から証明された数量

- ・ロス分を対象数量とするよう請求があった場合において、スクラップを売却可能な材料については、発注者は受注者に対してスクラップについても対象材料とするよう申し入れるものとする。協議が成立しない場合は、対象数量の設定方法の見直し（例えば、ロス率が見込まれる対象数量を設計数量ではなく設計図書の数量とする等）や、スクラップを対象材料として単価の適切な設定（スクラップの単価は、実勢価格の工期の平均値と、受注者が当該工事に該当するとして一部提出したスクラップの売却単価の最大値との高い方の値）などの措置を講じることが必要である。

② 任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種の取り扱い

- ・任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種については、受注者が必ずしも発注者が想定した工法で実施せず、使用する材料の種類や数量が発注者の想定と異なっていることが通常あり得る。このような工種について受注者からの請求があった場合は、発注者の設計数量を対象数量とすることを基本とする。

③ アスファルト類の取り扱い

- ・アスファルト類については、設計図書に舗装面積等としては示されているが、舗装材の数量（重量）が示されていない場合が一般的である。積算上は、舗装材の数量は下記式により計算されている。

（アスファルト混合物の重量）

$$\text{面積} \times \text{厚さ} \times \text{締め固め後密度} \times (1 + \text{ロス率})$$

（アスファルト乳剤の散布量）

$$\text{面積} \times \text{散布量}$$

※締め固め後密度及びロス率、アスファルト乳剤散布量は設計で用いた数値を採用する。

- ・舗装工事は性能規定で発注されている場合もあり、必ずしも発注者が設計時点で想定したものと、実際に施工したものが一致しているとは限らない。この場合、任意仮設と同様に、対象数量は発注者が想定した舗装材についてその設計数量を対象数量とする。

④ コンクリート類の取り扱い

- ・施工パッケージ型積算基準を使用している場合の設計数量（設計図書の数量にロスを加えた数量）の算出例については、次のとおり。

$$\text{設計図書の数量} \times (\text{標準単価} \times \text{コンクリート構成比率} / \text{東京地区コンクリート単価})$$

⑤ 減額変更する場合の取り扱い

- ・減額変更する場合において、発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定する場合は、発注者の設計数量を対象数量とする。
- ・発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときの数量の取り扱いは上記①～④に準じるものとするが、証明数量が設計図書の数量を下回る場合（証明数量＜設計図書の数量）は、発注者の設計数量を対象数量とする。

⑥ その他

- ・部分払いを行っている場合は、部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いたものを設計数量とする。

4－3 受注者への確認事項

- ・鋼材類以外の主要な材料も、基本的に材料の取引形態に照らし対象数量全量の搬入等の時期、購入先、単価・購入価格を確認することが可能であるため、それが証明できる納品書、請求書、領収書のいずれかの提出を受注者に求めること。
- ・増額変更において、必要な書類が提出されないなど具体的な証明がなされない場合は、その材料は単品スライド条項の対象材料としない。
- ・減額変更において、異議申し立てがない場合や、異議申し立てがあり必要な書類が提出されないなど具体的な証明がなされない場合は、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。

① 基本事項

- ・単品スライド条項は、対象とする材料が当初の想定と比べ、実際に購入した時期に著しく価格が変動したために請負代金額の変更をしようとするものであるため、この条項に基づくスライド額の算定に当たっては、実際の購入時期や購入価格が受注者に証明されることが前提となる。
- ・このため、材料の取引形態に照らし数量、価格等の入手実態が明確な材料については、対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入価格を証明する書類として、納品書、請求書、領収書のいずれかを提出してもらい、購入実態を的確に把握することが必要である。
- ・下請企業等が購入している場合は、その企業の書類で問題ないが、施工体制台帳等で当該企業がその工事に従事していることを別途確認すること。
- ・必要な証明書類が提出されない場合や提出された書類の信憑性がない場合など、現場への搬入時期等を確認できない材料は単品スライド条項の対象材料としない。これは、品目毎に実勢価格を用いて算出した変動後の価格と実際の購入価格のどちらか安い方の金額を採用することとしているが（運用マニュアル1－5－1参照）、基本的に購入価格と数量を証明することが可能であるため、実際の購入価格が安い場合でも書類の提出を義務づけることによって、スライド額が実際よりも高いものとなることを回避する意味がある。ここでいう材料とは規格毎の材料という意味であり、搬入時期等を確認できない材料があったとしても規格が異なる他の材料まで単品スライド条項の対象材料としないという趣旨ではない。
- ・なお、鋼材類については、独自の商慣行に基づき、やむを得ない場合は一部証明書類の提出の省略を規定しているが、その他の主要な工事材料について、同等の事情があると認められる場合は、同規定を準用することができる。

② 任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種の取り扱い

- ・任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種に対する請求があり、かつ、受注者の実際の施工が発注者の想定と異なる場合は、受注者の施工に必要となっ

た材料の搬入時期を証明する書類をもって証明できることとする。

③ 材料の「搬入」の取り扱い

- ・材料の「搬入」とは、工事現場に直接搬入される場合のみならず、非鉄金属などのように工場に直接搬入される場合もあるが、その場合の搬入時期は工場に搬入される時期とする。

④ アスファルト類の取り扱い

- ・自社内での取引であったため、納品書、請求書、領収書等が存在しない場合は、それに代わる社内書類で購入価格の証明を求めるものとする。
- ・また、受注者からの証明金額が工場渡しである場合は、運搬費に要した金額をあわせて証明を求めるものとする。
- ・ただし、運搬費用の算出が困難な場合には、燃料油と同様に計算式により算出するものとする。その際、物価資料（現着単価）と比較して安価な単価をスライド算定に用いるものとする。

⑤ 減額変更する場合の取り扱い

- ・減額変更する場合においては、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定することとするため、受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出は求めないものとする。
- ・ただし、発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときは、発注者は受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。

4-4 単価（実勢価格の算定）

4-4-1 変動前の価格の決定方法

・変動前の価格を算出するための単価は、設計時点における単価とする。

- ・設計時点における単価は、予定価格を算出する際に用いた単価とする。設計変更を実施した場合も同様に変更金額を算出するために用いた単価とする。
- ・なお、一般的に受注者は、自らが当初想定した金額を根拠に単品スライド条項を請求するものと考えられるが、受注者の想定した金額の妥当性を客観的に証明することは実態上困難であることから、変動前の価格は発注者の想定した金額とする。

4－4－2 変動後の実勢価格の決定方法

- ・アスファルト類やコンクリート類等、契約と現場搬入の時期に差がある材料の価格変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、鋼材類の変動後の実勢価格の決定・算出方法（3－4－2, 3－4－3）に準じて対象材料が現場に搬入された月の物価資料の価格とする。
- ・これ以外の主要な工事材料においても、鋼材類に準じるものとするが、燃料油のように契約と購入がほとんど同時期に行われる材料については、燃料油の変動後の実勢価格の決定・算出方法（別冊2第5章5－4－2, 5－4－3）と同様に対象材料を購入した翌月の物価資料の価格とする。

4－5 購入価格の評価方法

- ・対象材料における購入数量が対象数量と同数の場合は、実際の購入金額とする。
- ・購入数量が対象数量より多い場合は、「 $\text{実際の購入金額} \times \text{対象数量} \div \text{購入数量}$ 」で算出する。
- ・対象材料となる場合は、対象数量より多い数量の搬入時期等が証明された場合である。対象数量と購入数量が同数の場合の購入金額は受注者が実際に購入した金額そのものとする。しかし、購入数量が対象数量より多い場合は、実際の購入金額のうち、スライド額の算定の対象にできる対象数量にかかる部分のみを購入したと考えた場合の金額である。

4－6 変動額の算定

- ・運用マニュアルの1－5の算定式に基づき、変動額を算出する。（鋼材類と同様）

市場単価・土木工事標準単価の扱い〈市場単価〉

工種	名称	規格	単位	取扱い※	備考
鉄筋工（太径鉄筋含む）	鉄筋工	鉄筋加工・組立	t	①	鋼材類
鉄筋工（ガス圧接工）	ガス圧接工	ガス圧接工 手動（半自動）・自動	箇所	②	材料分離不可
インターロッキングブロック工	インターロッキングブロック工	設置	m2	②	材料分離不可（※②）
防護柵設置工（ガードレール）	ガードレール設置工	標準型（土中建込）	m	②	材料分離不可（※②）
		標準型（コンクリート建込）	m	②	材料分離不可（※②）
		耐雪型（土中建込）	m	②	材料分離不可（※②）
		耐雪型（コンクリート建込）	m	②	材料分離不可（※②）
		部材設置（レール設置）（耐雪型含む）	m	①	鋼材類
防護柵設置工（ガードパイプ）	ガードパイプ設置工	標準型（土中建込）	m	②	材料分離不可（※②）
		標準型（コンクリート建込）	m	②	材料分離不可（※②）
		部材設置（パイプ設置）	m	①	鋼材類
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	横断・転落防止柵設置工	土中建込	m	①	鋼材類
		プレキャストコンクリートブロック建込	m	①	鋼材類
		コンクリート建込	m	①	鋼材類
		アンカーボルト固定	m	①	鋼材類
		部材設置（ビームまたはパネルの設置）	m	①	鋼材類
		根巻きコンクリート設置	m	②	材料分離不可
防護柵設置工（落石防護柵）	落石防護柵設置工	中間支柱設置工	本	②	材料分離不可
		端末支柱設置工	本	②	材料分離不可
		ロープ・金網設置工（間隔保持材付き）	m	②	材料分離不可
		ロープ・金網設置工（上弦材付き）	m	②	材料分離不可
		ステーロープ設置工	本	②	材料分離不可
防護柵設置工（落石防止網）	落石防止網設置工	金網・ロープ設置	m2	②	材料分離不可
		アンカー設置	箇所	②	材料分離不可
		ボケット式支柱（アンカー固定式）	箇所	②	材料分離不可

取扱い欄 ①：市場単価等に材料費が含まれており分離が可能な工種 ②：市場単価等に材料費が含まれているが市場単価等の構成上、分離ができない工種（備考欄「※②」について、設計図書に材料が明示されている場合は、その数量について単品スライド対象とすることができる。）

市場単価・土木工事標準単価の扱い〈市場単価〉

工種	名称	規格	単位	取扱い※	備考
法面工	法面工	モルタル吹付工	m2	②	材料分離不可
		コンクリート吹付工	m2	②	材料分離不可
		機械藩種施工による植生工（植生基材吹付工）	m2	②	材料分離不可
		機械藩種施工による植生工（客土吹付工、種子散布工）	m2	②	材料分離不可
		人力施工による植生工（植生マット工、植生シート工）	m2	②	材料分離不可
		人力施工による植生工（植生筋工、筋芝工）	m2	②	材料分離不可
		人力施工による植生工（張芝工）	m2	②	材料分離不可
		ネット張工（繊維ネット工）	m2	②	材料分離不可
吹付砕工	吹付砕工	モルタル・コンクリート	m	②	材料分離不可
		ラス張工	m2	②	材料分離不可
道路植栽工	道路植栽工	植樹工	本	①	その他材料
		支柱設置	本（m）	②	材料分離不可
		地被類植付工	鉢	①	その他材料
		植樹管理（せん定）	本（m2）	－	材料費含まず
		植樹管理（施肥）	本（m2）	①	その他材料
		植樹管理（除草・芝刈・灌水）	m2	－	材料費含まず
		植樹管理（防除）	本（m2）	①	その他材料
		移植工（掘取工）	本	②	材料分離不可
橋梁用伸縮継手装置設置工	橋梁用伸縮継手装置設置工		m	①	鋼材類
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		m	①	鋼材類・その他材料
薄層カラー舗装工	薄層カラー舗装工	樹脂モルタル舗装工	m2	②	材料分離不可
		景観透水性舗装工	m2	②	材料分離不可
		樹脂系すべり止め舗装工	m2	②	材料分離不可

取扱い欄 ①：市場単価等に材料費が含まれており分離が可能な工種

②：市場単価等に材料費が含まれているが市場単価等の構成上、分離ができない工種

（備考欄「※②」について、設計図書に材料が明示されている場合は、その数量について単品スライド対象とすることができる。）

市場単価・土木工事標準単価の扱い〈市場単価〉

工種	名称	規格	単位	取扱い※	備考
道路標識設置工	道路標識設置工	標識柱・基礎設置（路側式）	基	②	材料分離不可
		標識柱設置（片持式）	基	①	鋼材類
		標識柱設置（門型式）	基	①	鋼材類
		標識基礎設置（片持式・門型式）	m3	②	材料分離不可
		標識板設置（案内標識）	m2	②	材料分離不可
		標識板設置（警戒・規制・指示・路線）	m2	①	鋼材類
		添架式標識板取付金具設置（信号アーム部）	基	②	材料分離不可
		添架式標識板取付金具設置（照明柱・既設標識柱）	基	②	材料分離不可
		添架式標識板取付金具設置（歩道橋）	基	①	鋼材類
道路付属物設置工	道路付属物設置工	視線誘導標設置・土中建込用	本	②	材料分離不可（※②）
		視線誘導標設置・コンクリート建込用（穿孔含む）	本	②	材料分離不可（※②）
		視線誘導標設置・コンクリート建込用（穿孔含まない）	本	②	材料分離不可（※②）
		視線誘導標設置・防護柵取付用	本	②	材料分離不可（※②）
		視線誘導標設置・構造物取付用	本	②	材料分離不可（※②）
		視線誘導標設置（スノーボール併用型）	本	②	材料分離不可（※②）
		境界杭設置	本	①	その他材料
		道路鋸設置（穿孔式）	個	②	材料分離不可（※②）
		道路鋸設置（貼付式）	個	②	材料分離不可（※②）
		車線分離標設置（可変式・着脱式）（穿孔式）	本	②	材料分離不可（※②）
		車線分離標設置（固定式）（貼付式）	本	②	材料分離不可（※②）
		境界鋸設置 金属製	本	①	その他材料
公園植栽工	公園植栽工	植樹工	本	①	その他材料
		支柱設置	本（m）	②	材料分離不可
		地被類植付工	鉢	①	その他材料
		サントコンパクションパイル工	m	①	その他材料

取扱い欄 ①：市場単価等に材料費が含まれており分離が可能な工種

②：市場単価等に材料費が含まれているが市場単価等の構成上、分離ができない工種

（備考欄「※②」について、設計図書に材料が明示されている場合は、その数量について単品スライド対象とすることができる。）

市場単価・土木工事標準単価の扱い〈市場単価〉

工種	名称	規格	単位	取扱い※	備考
軟弱地盤処理工	軟弱地盤処理工	サンド・ドレーン工	m	①	その他材料
		サンド・コンパクションパイル工	m	①	その他材料
橋面防水工	橋面防水工	シート系防水	m2	②	材料分離不可
		塗膜系防水	m2	②	材料分離不可
ゲルビング工	ゲルビング工		m2	－	材料費含まず
鉄筋挿入工（ロックルト工）	鉄筋挿入工	鉄筋挿入工	m	①	鋼材類・コンクリート類
		仮設足場の設置・撤去	空 m3	②	材料分離不可
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）	コンクリート表面処理工		m2	②	材料分離不可

取扱い欄 ①：市場単価等に材料費が含まれており分離が可能な工種

②：市場単価等に材料費が含まれているが市場単価等の構成上、分離ができない工種

（備考欄「※②」について、設計図書に材料が明示されている場合は、その数量について単品スライド対象とすることができる。）

市場単価・土木工事標準単価の扱い〈土木工事標準単価〉

工種	名称	規格	単位	取扱い※	備考
区画線工	区画線工	溶融式（手動）	m	①	燃料油・その他材料
		ペイント式（車載式）	m	①	燃料油・その他材料
		区画線消去（削取り式）	m	①	燃料油・その他材料
		区画線消去（ウォータージェット式）	m	－	材料費含まず
	区画線工（北海道特殊規格）	溶融式（車載式）	m	①	燃料油・その他材料
		ペイント式（車載式）	m	①	燃料油・その他材料
		ペイント式（手動）	m	①	燃料油・その他材料
高視認性区画線工	高視認性区画線工	リブ式・溶融式	m	①	燃料油・その他材料
		非リブ式・溶融式	m	①	燃料油・その他材料
		区画線消去（削取り式）	m	①	燃料油

取扱い欄 ①：市場単価等に材料費が含まれており分離が可能な工種

②：市場単価等に材料費が含まれているが市場単価等の構成上、分離ができない工種

（備考欄「※②」について、設計図書に材料が明示されている場合は、その数量について単品スライド対象とすることができる。）

市場単価・土木工事標準単価の扱い〈土木工事標準単価〉

工種	名称	規格	単位	取扱い※	備考
橋梁塗装工	橋梁塗装工	新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 素地調整	m2	②	材料分離不可
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 研磨材及びケレンかす回収・積込工	m2	②	材料分離不可
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 ミストコート	m2	②	材料分離不可
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 下塗り塗装	m2	②	材料分離不可
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 中塗り塗装	m2	②	材料分離不可
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 上塗り塗装	m2	②	材料分離不可
		塗替塗装 清掃・水洗い	m2	②	材料分離不可
		塗替塗装 素地調整	m2	②	材料分離不可
		塗替塗装 研磨剤及びケレンかす回収・積込工	m2	②	材料分離不可
		塗替塗装 下塗り塗装	m2	②	材料分離不可
		塗替塗装 中塗り塗装	m2	②	材料分離不可
		塗替塗装 上塗り塗装	m2	②	材料分離不可
構造物とりこわし工	構造物とりこわし工	無筋構造物	m3	－	材料費含まず
		鉄筋構造物	m3	－	材料費含まず
コンクリートブロック積工	コンクリートブロック積工	ブロック積工（練積・空積）	m3	①	コンクリート類
排水構造物工	排水構造物工	U字側溝	m	①	コンクリート類
		自由勾配側溝	m	①	コンクリート類
		蓋版	枚	①	鋼材類・コンクリート類
鋼製排水溝設置工	鋼製排水溝設置工	鋼製排水溝設置	m	①	鋼材類

取扱い欄 ①:市場単価等に材料費が含まれており分離が可能な工種

②:市場単価等に材料費が含まれているが市場単価等の構成上、分離ができない工種

(備考欄「※②」について、設計図書に材料が明示されている場合は、その数量について単品スライド対象とすることができる。)

市場単価・土木工事標準単価の扱い〈土木工事標準単価〉

工種	名称	規格	単位	取扱い※	備考
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	表面被覆工（コンクリート保護塗装）	下地処理	m2	－	材料費含まず
		プライマー塗布（CC-A 塗装、CC-B 塗装）	m2	②	材料分離不可
		下地調整（CC-A 塗装、CC-B 塗装）	m2	②	材料分離不可
		塗装（中塗り）（CC-A 塗装）	m2	②	材料分離不可
		塗装（中塗り）（CC-B 塗装）	m2	②	材料分離不可
		塗装（上塗り）（CC-A 塗装）	m2	②	材料分離不可
		塗装（上塗り）（CC-B 塗装）	m2	②	材料分離不可
表面含浸工	表面含浸工	簡易清掃	m2	－	材料費含まず
		下地処理	m2	－	材料費含まず
		含浸材塗布	m2	①	その他材料
連続繊維シート補強工	連続繊維シート補強工	下地処理	m2	－	材料費含まず
		プライマー塗布	m2	①	その他材料
		不陸修正	m2	①	その他材料
		連続繊維シート本体貼付（一層当たり）	m2	①	その他材料
		仕上げ塗装（中塗り＋上塗り）	m2	①	その他材料
		仕上げモルタル・塗装（モルタル＋モルタル用上塗り）	m2	①	その他材料
剥落防止工（アラミドメッシュ）	剥落防止工（アラミドメッシュ）	アラミドメッシュ本体貼付	m2	①	その他材料
漏水対策材設置工	漏水対策材設置工	漏水対策材設置	m	①	その他材料
防草シート設置工	防草シート設置工	防草シート設置（覆土）	m2	①	その他材料
		防草シート設置（露出）	m2	①	その他材料
紫外線硬化型 FRP シート設置工 （ポリエステル樹脂）	紫外線硬化型 FRP シート設置工 （ポリエステル樹脂）	紫外線硬化型 FRP シート設置（紫外線照射なし）	m2	②	材料分離不可
		紫外線硬化型 FRP シート設置（紫外線照射あり）	m2	②	材料分離不可
塗膜除去工	塗膜除去工	塗膜剥離剤塗布・塗膜除去	m2	①	その他材料
バキュームグラスト工	バキュームグラスト工	バキュームグラスト	m2	②	材料分離不可

取扱い欄 ①：市場単価等に材料費が含まれており分離が可能な工種

②：市場単価等に材料費が含まれているが市場単価等の構成上、分離ができない工種

（備考欄「※②」について、設計図書に材料が明示されている場合は、その数量について単品スライド対象とすることができる。）

市場単価・土木工事標準単価の扱い〈土木工事標準単価〉

工種	名称	規格	単位	取扱い※	備考
道路反射鏡設置工	道路反射鏡設置工	支柱・基礎設置	基	②	材料分離不可
		鏡体設置	基	②	材料分離不可
		鏡体撤去	基	－	材料費含まず
		支柱・基礎撤去	基	－	材料費含まず
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）	仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）	仮設防護柵設置 H 鋼基礎	m	①	鋼材類
		仮設防護柵設置 独立基礎ブロック	m	①	鋼材類・コンクリート類
		仮設防護柵設置 連続基礎ブロック	m	①	鋼材類・コンクリート類
		仮設防護柵撤去 H 鋼基礎	m	－	材料費含まず
		仮設防護柵撤去 独立基礎ブロック	m	－	材料費含まず
		仮設防護柵撤去 連続基礎ブロック	m	－	材料費含まず
機械式継手工	機械式継手工	継手方式(1)	箇所	①	鋼材類
		継手方式(2)	箇所	①	鋼材類
抵抗板付鋼製杭基礎工	抵抗板付鋼製杭基礎工	打込または引抜 施工条件Ⅰ	回	①	鋼材類
		打込または引抜 施工条件Ⅱ	式	①	鋼材類
		打込または引抜 施工条件Ⅲ	式	①	鋼材類
ノコギリ式コンクリートひび割れ誘発目地設置工	ノコギリ式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		m	②	材料分離不可
FRP 製格子状パネル設置工	FRP 製格子状パネル設置工		枚	②	材料分離不可
侵食防止用植生マット工（養生マット工）	侵食防止用植生マット工（養生マット工）		m ²	①	その他材料
支承金属溶接工	支承金属溶接工	支承金属溶射ブラスト法（潤滑性防錆剤注入なし）	基	②	材料分離不可
		支承金属溶射ブラスト法（潤滑性防錆剤注入あり）	基	②	材料分離不可
		支承金属溶射 粗面形成法	基	②	材料分離不可
		仕上げ塗装（1層）	層	②	材料分離不可
耐圧ポリエチレン管（ハウル管）設置工	耐圧ポリエチレン管（ハウル管）設置工	耐圧ポリエチレン管（ハウル管）設置	m	①	その他材料

取扱い欄 ①：市場単価等に材料費が含まれており分離が可能な工種

②：市場単価等に材料費が含まれているが市場単価等の構成上、分離ができない工種

（備考欄「※②」について、設計図書に材料が明示されている場合は、その数量について単品スライド対象とすることができる。）

<参考：手続きの事例> 鋼材類、その他の主要な工事材料（コンクリート）

様式ー1

令和6年1月5日

事務所長様

受注者
代表者
住所

工区に係る
工事請負契約書第25条第5項に基づく請負代金額の変更請求について

標記について、令和5年7月21日付け契約締結した標記工事について、契約当初に比べて工
期内に主要な工事材料の価格に変更が生じたので、契約書第25条第5項に基づき請負代金額
の変更を下記の通り請求します。

記

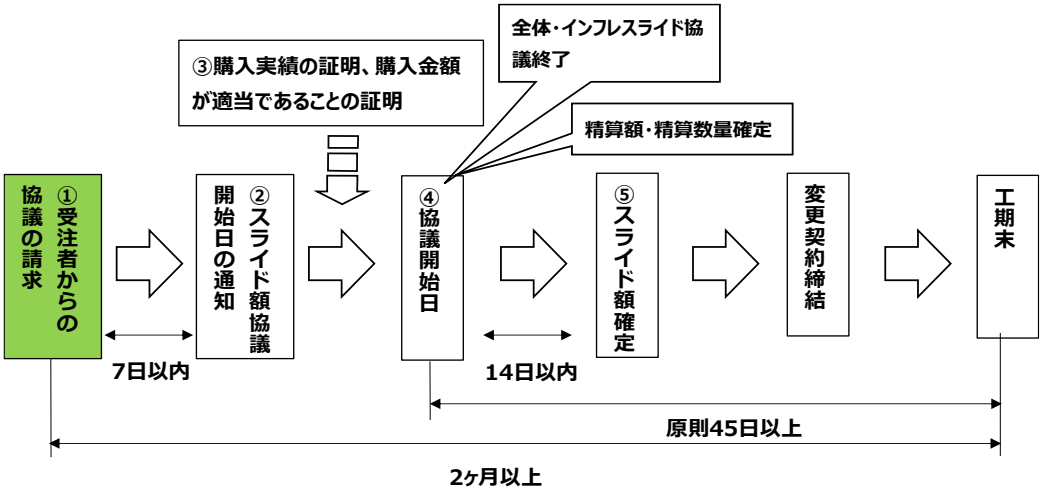
1 工 事 名

2 請 負 代 金 額 ￥80,300,000

3 工 期 令和5年 8月 1日から
令和6年 3月 7日まで

4 請求する主要品目名・材料名
【請求する工事材料を具体的に記載】
・異形鉄筋
・コンクリート

5 変更請求概算額
・異形鉄筋 ￥ 7,024,554(税抜き)
・コンクリート ￥15,786,720(税抜き)



様式ー1ー1

令和6年1月5日

請負代金額変更請求額概算計算書

発注者
様

商号又は名称
代表者氏名

工事請負契約書第25条第5項に基づく請負代金額の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。

工 事 名 工 区

記

品 目	規格	単位	数量	当初単価	当初金額	購入単価	購入金額	購入年月	差 額	備 考
記載例										
異形鉄筋 (軸方向筋)	D13	t	0.028	114,000	3,192	119,000	3,332	R5年9月	140	
異形鉄筋 (軸方向筋)	D16～D25	t	1.038	112,000	116,256	117,000	121,446	R5年9月	5,190	
異形鉄筋 (軸方向筋)	D29～D32	t	2.097	113,000	236,961	118,000	247,446	R5年9月	10,485	
異形鉄筋 (P2配筋)	D16～D25	t	21.900	112,000	2,452,800	117,000	2,562,300	R5年11月	109,500	
異形鉄筋 (P3配筋)	D29～D32	t	34.370	113,000	3,883,810	119,000	4,090,030	R5年11月	206,220	
異形鉄筋 合計			59.433		6,693,019		7,024,554		331,535	
コンクリート	24-12-20BB	m ³	531.000	21,200	11,257,200	23,200	12,319,200	R5年9月	1,062,000	
コンクリート	30-18-20BB	m ³	144.480	22,000	3,178,560	24,000	3,467,520	R5年11月～R6年2月	288,960	
コンクリート 合計			675.480		14,435,760		15,786,720		1,350,960	
変動額									1,682,495	
単品スライド請求額									1,682,495	

(注)
1. 購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料（納品書等）を添付の上、併せて監督職員に提出すること。証明できない場合は、

購入実績を証明する書類(コンクリート)

御請求書

日付 令和 5 年 9 月 30 日

御中

請求金額 ¥ 10,593,000 (税込)

工 事 名	0工区			
請 負 金 額	¥	-		
前月迄請求額	¥	-	当初契約金額	¥ -
今 月 請 求 額	¥	-	変更契約金額	¥ -
累 計 金 額	¥	-	契約増減金額	¥ -
残 高	¥	-		

[illegible]

御見積書

日付 令和 5 年 8 月 23 日

御中

御見積金額 ￥ 2,400,000 (税抜)

工 事 名			
損 壊 名			
見積有効期限	令和 5 年	9 月	23 日まで
工事概要	場所打ち杭		

[illegible]

備考

御見積書

日付 令和 5 年 7 月 25 日

御中

御見積金額 ￥ 7,200,000 (税抜)

工事名		
現場名		
見積有効期限	令和 5 年 8 月 25 日まで	
工事概要	P2橋脚	

NO	名称	仕様	単価	数量	単位	金額
	鉄筋加工組立			55.15	t	¥ -
	材料運搬費			55.15	t	¥ -
	レッカー使用料			55.15	t	¥ -
	ガス圧機	D29+D32		43	ヶ所	¥ -
		D32+D32		272	ヶ所	¥ -
	コンクリートスレーザー	サイコロ H=220		450	個	¥ -
		ハート型 H=50		30	個	¥ -
		" H=110		620	個	¥ -
		カチコン H=80		190	個	¥ -
		" H=100		200	個	¥ -
	渠台板設置費	底版、渠		2	回	¥ -
	小計					¥ -
	鉄筋材料明細	SD345 D13	¥ 119,000	0.56	t	¥ 66,840
		" D16	¥ 117,000	1.46	t	¥ 170,820
		" D19	¥ 117,000	20.42	t	¥ 2,389,140
		" D22	¥ 117,000	1.66	t	¥ 194,220
		" D25	¥ 117,000	1.74	t	¥ 203,580
		" D29	¥ 118,000	9.80	t	¥ 1,156,400
		" D32	¥ 119,000	25.25	t	¥ 3,005,340
	小計			60.80	t	¥ 7,166,740
	機械式定着鉄筋材料明細	Tヘッド加工 D16		77	本	¥ -
		" D19		1,141	本	¥ -
		引張試験費		2	本	¥ -
		輪送音（広島一下関）		2	回	¥ -
	小計					¥ -
	法定福利費					¥ 13,260
			小計			¥ 7,200,000
			消費税（10%）			¥ 720,000

備考

請求書

2023年 9月 30日 轉切分

PAGE 1

御中

右の通りご請求申し上げます。

前回御請求高	調整高 (税込)	差引繰越高	当月御売上高	御入金高	当月御請求高	依頼枚数
774,840	0	774,840	3,644,980	774,840	4,009,478	15
			消費税			
			364,498			

10.0%分消費税	354,498
-----------	---------

○中 請 求 明 細 書

2023年 9月 30日締切分

000104 99 PAGE 2

下記のとおりご請求申し上げますのでお支払い願います。

[illegible]

※印は軽減税率対象品目

購入先以外の見積書(鋼材類)

御 見 積 書

2023年7月26日

御中

下記の通り御見積申し上げます。

受渡場所 : 御打合せ

運賃 : 弊社負担 (O/T車上渡し)

見積有効期間 : 成り行き

納入期日 : 御打合せ

代金御支払方法 : 御打合せ

工事名 :

見積金額 ￥ 7,283,280

(消費税別)

品 名 ・ 寸 法	数 量	重 量	単 位	単 価	金 額	備 考
SD345 D13		560	kg	121	67,760	直送
SD345 D16		1,460	kg	119	173,740	
SD345 D19		20,420	kg	119	2,429,980	
SD345 D22		1,660	kg	119	197,540	
SD345 D25		1,740	kg	119	207,060	
SD345 D29		9,800	kg	120	1,176,000	
SD345 D32		25,260	kg	120	3,031,200	
合 計						

御 見 積 書

2023年8月22日

御中

下記の通り御見積申し上げます。

受渡場所 : 御打合せ

運賃 : 弊社負担 (O/T車上渡し)

見積有効期間 : 成り行き

納入期日 : 御打合せ

代金御支払方法 : 御打合せ

工事名 :

見積金額 ￥ 2,347,620

(消費税別)

品 名 ・ 寸 法	数 量	重 量	単 位	単 価	金 額	備 考
SD345 D13		130	kg	121	15,730	直送
SD345 D19		110	kg	119	13,090	
SD345 D22		6,800	kg	119	809,200	
SD345 D29		12,580	kg	120	1,509,600	
合 計		19,620	kg		2,347,620	

購入先以外の見積書(コンクリート)

御 見 積 書

見 積 No. _____
仕様書 No. _____

御中

ご照会に対し下記の通り御見積り申し上げますので
何卒御用命の程お願い申し上げます

受 渡 期 日 : ご協議の上

荷 造 運 賃 :

受 渡 場 所 : 美祢市美東町絵堂地内

見 積 有 効 : 令和6年3月末

御 支 払 条 件 : ご協議の上

総 金 額 単価御見積 - (消費税別途)

製 造 社

項番	品名/型番	数 量	単 価	金 額
【生コンクリート】				
33-12-20BB	W≦C47%	1 m ³	24,400	
33-12-20BB	W≦C50%	1 m ³	24,000	
27-12-20BB	W≦C55%	1 m ³	23,200	
24-12-40BB	W≦C60%	1 m ³	22,400	

(工事名)
令和5年度一般
第80工区

No. _____
令和 年 月 日

御中

下記の通り御見積申し上げます。
何卒御下命の程、御願い申し上げます。

工 事 名

工 事 場 所

受 渡 方 法 : 協議の上

御 支 払 条 件 : 協議の上

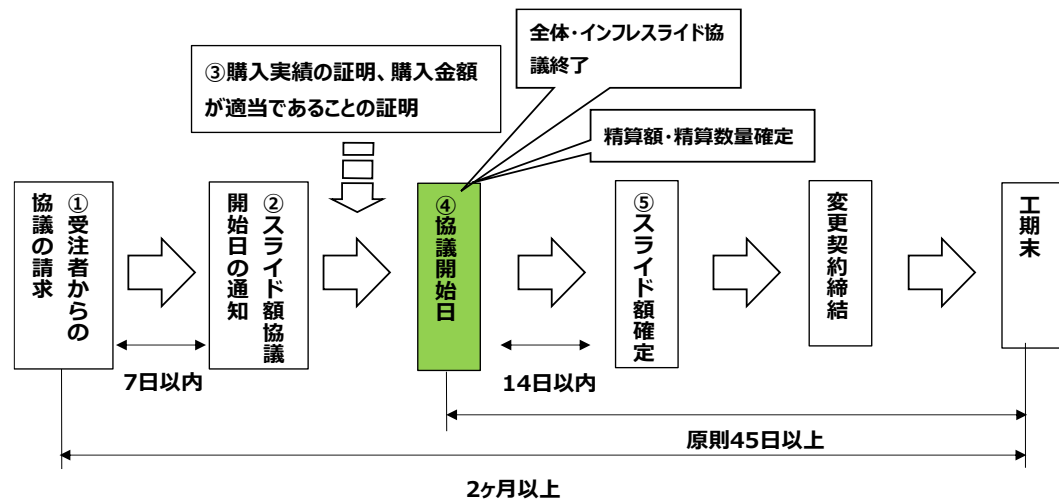
有 効 期 限 : 2024年3月31日

御見積金額 単価見積

品 名	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額
生コンクリート	30-18-20BB W≦C47%	1.0	m ³	24,400	
生コンクリート	33-18-20BB W≦C50%	1.0	m ³	24,000	
生コンクリート	27-12-20BB W≦C55%	1.0	m ³	23,200	
生コンクリート	24-8-20BB W≦C60%	1.0	m ³	22,400	
合 計					

備考 : 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

- 27 -



様式－4

スライド変更等協議書

2024 年 2 月 7 日

受注者

様

土木建築事務所長

件

名

工区

工期又は履行期間：2023 年 8 月 1 日から 2024 年 3 月 7 日まで

2024 年 1 月 5 日付けで請求のあった工事請負契約書第25条第5項の適用に基づく
請負代金額の変更請求について別添のとおり品目、規格、数量としたので協議します。

様式－5
(別 添)

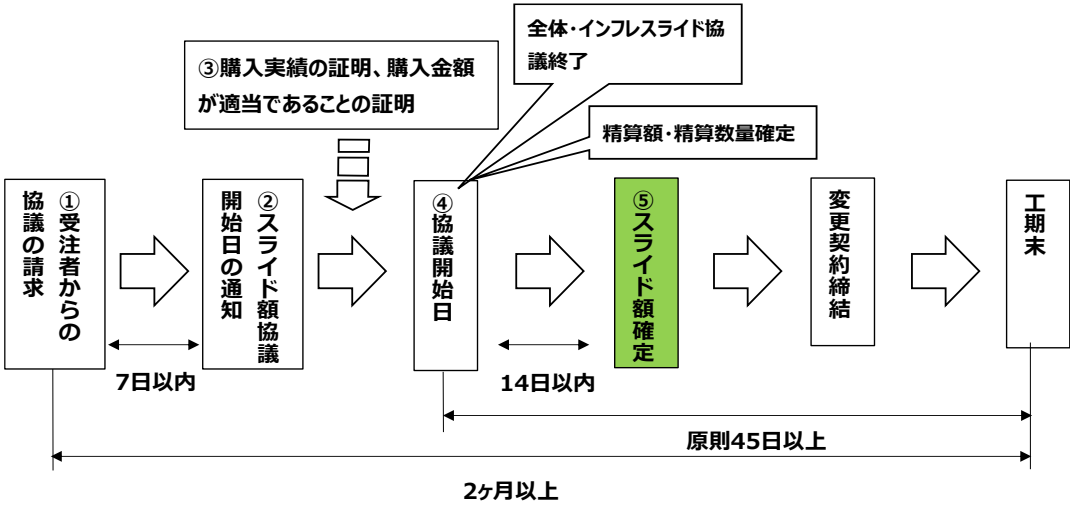
工事請負契約書第25条第5項の対象材料内訳表

品 目	規 格	単 位	数 量	備 考
生コンクリート	24-12-20(25) BB(W/C _≦ 55%)	m3	530.5	スライド額算定については実際購入した規格を使用
生コンクリート	30-18-20 BB W/C _≦ 55%	m3	132.5	スライド額算定については実際購入した規格を使用
異 形 棒 鋼 <JISG3112>	SD345,D13	t	0.028	
異 形 棒 鋼 <JISG3112>	SD345,D16 ~ 25 (D22)	t	1.038	
異 形 棒 鋼 <JISG3112>	SD345,D29 ~ 32 (D29)	t	2.097	
異 形 棒 鋼 <JISG3112>	SD345,D29 ~ 32 (D32)	t	24.793	
異 形 棒 鋼 <JISG3112>	SD345,D29 ~ 32 (D29)	t	9.575	
異 形 棒 鋼 <JISG3112>	SD345,D16 ~ 25 (D25)	t	1.182	
異 形 棒 鋼 <JISG3112>	SD345,D16 ~ 25 (D19)	t	19.505	
異 形 棒 鋼 <JISG3112>	SD345,D16 ~ 25 (D16)	t	1.217	

様式-5-1

スライド調書

工 事 名	
請 負 代 金 額 (消費税相当額含む)	86,527,100 円
工 期	自)2023 年 8 月 1 日 至)2024 年 3 月 7 日
スライド金額(S)	2,783,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	253,000 円



様式-5-1
<別添>

道路改良工事に係る物価の変動に基づくスライド額計算書

① 請負代金額 (消費税相当額含む)	86,527,100
② 部分払いの対象となった出来形部分等に対する請負代金相当額 (消費税相当額含む)	0
③ スライド対象請負金額(① - ②) (消費税相当額含む)	86,527,100
④ (M _鋼 ^{変更} - M _鋼 ^{当初}) (消費税含む・落札率考慮)	925,100
⑤ (M _油 ^{変更} - M _油 ^{当初}) (消費税含む・落札率考慮)	0
⑥ (M _{材料} ^{変更} - M _{材料} ^{当初}) (消費税含む・落札率考慮)	2,723,600

1)スライド額(S)

$$S = (M_{鋼}^{変更} - M_{鋼}^{当初}) + (M_{油}^{変更} - M_{油}^{当初}) + (M_{材料}^{変更} - M_{材料}^{当初}) - P \times 1/100$$
$$= ④ + ⑤ + ⑥ - ③ \times 1/100 = 2,783,429$$

$M_{鋼}^{当初}, M_{油}^{当初}, M_{材料}^{当初} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 110/100$

$M_{鋼}^{変更}, M_{油}^{変更}, M_{材料}^{変更} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 110/100$

$M_{鋼}^{変更}, M_{油}^{変更}, M_{材料}^{変更}$: 価格変動後の鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料の金額

$M_{鋼}^{当初}, M_{油}^{当初}, M_{材料}^{当初}$: 価格変動前の鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料の金額

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 価格変動後における各対象材料の単価

D : 各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 請負代金額

2)スライド金額(S') = スライド額 S × 100/110 = 2,530,000 (千円未満切り捨て)

3)消費税相当額=スライド額(S) × 0.1 = 253,000

4)スライド額(S)=スライド額(S') + 消費税相当額 2,783,000

2024 年 2 月 21 日

受注者 様

土木建築事務所長

工区における
工事請負契約書第25条第5項に基づく請負代金額の変更について(協議)

2024 年 1 月 5 日付けで請求のあった標記について、工事請負契約書第25条第7項に基づき、下記のとおり協議する。
なお、異存がなければ、下記の枠内に記名のうえ一部返送願います。

記

1. 工 事 名 工事
工区

2. スライド変更金額 (増) ¥ 2, 783, 000. -
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 253, 000. -

上記スライド額については、承諾します。

年 月 日

受注者 住所
氏名